

「認知症対応型通所介護」事業をお考えの方へ

介護保険法による認知症対応型通所介護を実施する場合は、まず、老人福祉法に規定する「老人デイサービスセンター」でなければなりません。また、介護保険の事業者としての指定を受けるに当たっても、人員の基準とともに設備に関する基準が定められています。

新規に事業を始められるに当たっては、事業を行おうとする建物がこれらの基準に適合しているかを確認させていただくため、事前協議を行っております。

ついては、事業を行おうとする建物の改修・新築の前に、下記の書類を作成のうえ、事前協議を行ってください。（計画図面が基準に適合していない場合、再協議となる場合があります。）事前協議は、あらかじめ十分期間をおいた上で早めに予約をしてください。

1 協議に必要な書類

- (1) 認知症対応型通所介護事業計画・企画書（協議様式1、2）
- (2) 認知症対応型通所介護施設整備チェックリスト（協議様式3）
- (3) 市町村開発許可担当課及び大阪府建築確認担当課との協議記録（協議様式4）
- (4) 消防署との協議記録（協議様式5）
- (5) 土地及び建物の図面（改修・新築の計画図面です）
- (6) 近隣の住宅地図等（施設周辺の様子がわかるもの）
- (7) 現況の写真（紙貼付け、又は電子ファイル出力）
- (8) 土地及び建物登記簿謄本 ※原本（新築の場合、建物登記簿謄本を除く）
- (9) 建物の賃貸借契約書（案）の写し

※建物が申請法人所有で、土地所有者が異なる場合、土地の賃貸借契約書（案）の写し

2 事前協議の受付期間等について

- (1) 受付期間申請受付期間は、泉佐野市広域福祉課のホームページに記載しています。  
泉佐野市役所⇒各課のご案内⇒広域福祉課⇒指定地域密着型サービス事業者のページ⇒新規申請受付スケジュール

【お願い】

- ※ 事前協議には予め締め切り日までに予約が必要です。
- ※ 予約件数が受付枠を超過した場合、予約を終了します。あらかじめ余裕をもったの予約をお願いします。

(2) 事前協議から指定までの流れ

①事前協議予約締め切り（原則、毎月5日頃となります。）

↓

②事前協議（原則、毎月13～19日頃の期間となります。）

↓※事前協議終了後、建築・改修を行ってください。

③施設建築・改修

↓※指定申請までに終了する必要があります。

④申請予約締め切り（原則、事業開始前々月 15 日頃となります）



⑤老人福祉法による設置届出

※介護保険法による認知症対応型通所介護を実施する場合には、老人福祉法第 15 条第 2 項に規定する「老人デイサービスセンター等の設置届」の届出が必要となります。

⑥介護保険法による指定申請（原則、事業開始前々月 21 日頃～前月 10 日の期間）

↓※建築・改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。

⑦現地調査（原則、事業開始前月中旬）



⑧指定・研修（20 日）



⑨事業開始（1 日）

泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町

広域福祉課 介護事業者担当

電話：072（493）2023